

学期の開始月を9月とする学部及び大学院組織について

令和3年5月27日

総長 裁定

東京大学学部通則第4条第4項及び東京大学大学院学則第41条第4項に基づき、別表第1に掲げる学部のコース並びに別表第2に掲げる大学院組織の専攻及び教育プログラムにあつては、学期の開始月を9月とする。

別表第1

学部	課程	科類・学科	コース
教養学部	前期課程	文科三類及び 理科二類	国際教養コース
	後期課程	教養学科	国際日本研究コース
		学際科学科	国際環境学コース

別表第2

大学院組織	課程	専攻・プログラム
総合文化研究科	修士課程及び博士後期課程	国際人材養成プログラム
		国際環境学プログラム
公共政策学教育部	博士後期課程	国際公共政策学専攻
	専門職学位課程	公共政策学専攻

附 則

この裁定は、令和3年6月1日から実施する。